

## 自主保安の「見える化」制度等の検討状況について

平成 29 年 3 月 10 日

ガ ス 安 全 室

ガス安全室としては、平成 28 年 6 月にとりまとめられた産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会ガスシステム改革保安対策WG報告書を受け、ガスシステム改革後のガス小売事業者の自主保安活動を促進する観点から、今年度、自主保安の「見える化」制度の仕様書（詳細設計書）の作成、「自主保安事例集」の作成及び需要家の保安意識等状況調査を実施した。これら調査は、高圧ガス保安協会に委託した「平成 28 年度改正ガス事業法に係る小売事業者関連調査事業」において、有識者による委員会を設置し、5 回に亘る慎重かつ詳細な議論を踏まえ、以下のとおりとりまとめる。

1. 自主保安の「見える化」制度の検討（別紙 1）

ガス小売事業者においては、自社の自主保安活動の特徴的な取組を公表することにより積極的な取組姿勢を PR できるとともに、その取組について有識者等による客観的な評価も得て公表する。都市ガスを利用する需要家においては、併せて公表する学習コンテンツによりご自身の使用機器や使用環境における保安上留意すべき事項を知った上で、ニーズに合ったガス小売事業者を選択してもらう。

こうしたガス小売事業者の自主保安の取組の特徴、評価結果、需要家の学習コンテンツをホームページなどにて「見える化」（公表）し、需要家がガス小売事業者を検索・選択できる制度（別紙参照）を創設することにより、自主保安活動を促進し、都市ガスの保安水準の維持、向上を図る。

「見える化」制度の仕様書については、3 月下旬に経済産業省のホームページにて公表する予定。また、当該仕様書に基づく「見える化」制度は、中立的な運営団体を公募し、運営体制、ホームページ等公表の仕組みなどを整備した上で、需要家が利用できるよう平成 29 年度中に立ち上げる予定。

2. 需要家の保安意識等状況調査（別紙 2）

システム改革後において、需要家から見たガス小売事業者の保安状況、需要家の保安意識や保安知識などが低下した場合、国や事業者等による広報、周知、啓発活動の強化など対策が必要。このためシステム改革前後における当該状況の変化を経時的に捉える調査を実施した。

調査結果については、3 月下旬に経済産業省のホームページにて公表する予定。

また、平成 29 年度以降においても、毎年小売自由化後の保安意識等の変化を捉えるための調査を継続して実施し、広報等活動への活用を図っていく。

### 3. 自主保安事例集の作成

自主保安事例集については、これまでガス事業に携わってこなかった新規のガス小売事業者等が自主保安の取り組みを検討する際に活用できるよう昨年 10 月に取りまとめ、経済産業省のホームページにて公表した。

「見える化」制度のホームページ（イメージ図）

都市ガス会社比較サイト  
**都市ガスサーチ**

---

都市ガスを知る・学ぶ

**ガス機器**



- ガスコンロ
- ガス瞬間湯沸かし器
- 風呂釜
- 給湯器

**自主保安活動**

1. 保安管理体制
  - (1) 保安の確保に関するマネジメント
  - (2) 保安管理体制の整備
  - (3) 保安教育・訓練の実施等
2. 保安業務
  - (1) CO中毒事故防止対策
    - ①非安全型機器の撲滅に向けた取替促進に係る周知・啓発
    - ②消費機器調査時の換気励行等の安全使用に係る周知・啓発
    - ③消費機器および給排気設備のメンテナンスに係る周知・啓発
    - ④警報器の設置促進（業務用換気警報器等）
  - (2) ガス漏えいによる爆発、火災事故防止策
    - ①消費機器の正しい操作方法・安全な使用方法の周知
    - ②ガス栓や接続具の正しい接続方法の周知・確認
    - ③ガス警報器の設置促進
3. 需要家への安全教育・啓発
  - (1) 需要家への保安啓発活動

公表項目毎の内容を  
わかり易く解説する

---

都市ガス会社を比較して探す

住所から探す

家庭用  業務用

都道府県

市区町村

🔍 探す

郵便番号から探す

家庭用  業務用

郵便番号

お住いの郵便番号を入力してスタート！

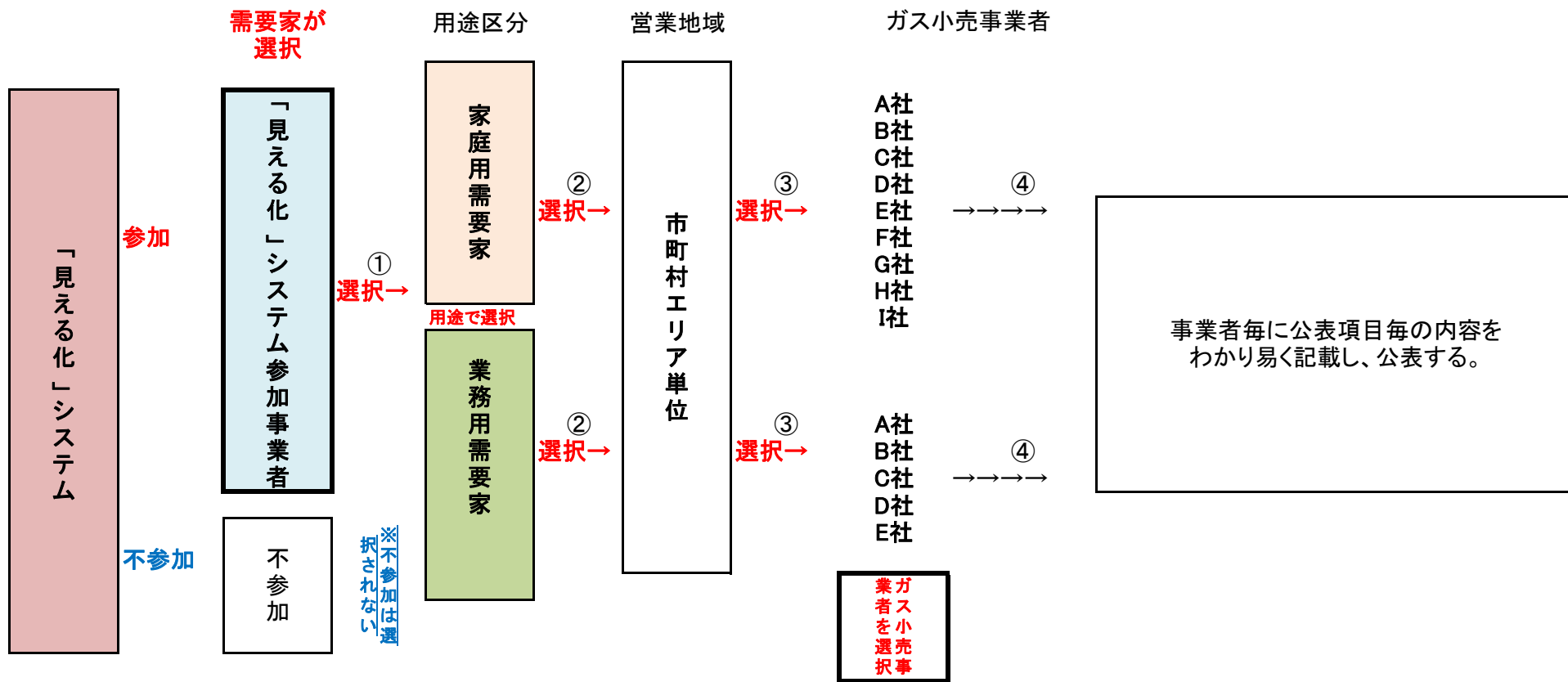
🔍 探す

エリアから探す





Copyright©都市ガス会社比較サイト ガスサーチ All Rights Reserved.



- 需要家が新たにガス小売販売事業者を選ぶに当たって、
- ① 利用しようとするガスの用途区分を選択
  - ② 利用場所(居住等)の地域を選択し、供給しているガス小売事業者を確認
  - ③ ガス小売事業者を選択
  - ④ 選んだガス小売事業者の自主保安等の活動内容を確認

【家庭用需要家】

評価項目と評価の観点(基準)

大分類	評価(公表)項目	評価項目の解説	評価の観点(基準)		法定項目(参考)
			GOOD	EXCELLENT	
1. 保安管理体制	(1) 保安の確保に関するマネジメント	自主保安の確保およびその維持向上に関する取組方針を表明していること。	自主保安の確保およびその維持向上に関する取組方針を表明している。「表明している」とは、需要家に積極的に伝えたいという意志を持って、わかりやすい表現で公表していること。以下同じ。 取組事例: ① 自社ホームページ等において自主保安に積極的に取り組む方針であるとの姿勢を公表、など		
	(2) 保安管理体制の整備	自主保安の取り組みを遂行するための管理体制が整備されていることを表明していること。	自主保安の取り組みを遂行するための管理体制が整備されていることを表明している。 取組事例: ① 自社ホームページ等において自社の保安管理体制をわかりやすい表現で公表、など		【関連法令等】 ・ガス事業法 第160条 第1項 ・小売保安省令(保安業務規程)第12条 表中 一 保安業務を管理する者の職務及び組織に関すること。 二 保安業務を管理する事業所ごとの保安業務監督者の選任に関すること。 【具体的な内容】 ・保安業務規程に基づき、保安業務を的確に遂行するために必要な保安管理体制(事業所拠点毎の保安管理組織等)を整備すること。
	(3) 保安教育・訓練の実施等	保安従事者に対する教育、訓練の実施に必要な措置が取られていることを表明していること。	保安従事者に対する教育、訓練の実施に必要な措置が取られていることを表明している。 取組事例: ① 自社ホームページ等において保安業務の従事者のスキルや教育の実施状況等をわかりやすい表現で公表、など		【関連法令等】 ・ガス事業法 第160条 第1項 ・小売保安省令(保安業務規程)第12条 表中 四 保安業務に従事する者に対する保安にかかる教育及び訓練に関すること。 【具体的な内容】 ・保安業務規程に基づき、保安業務に従事する者に対する教育・訓練等保安業務を的確に遂行するための教育訓練を実施する。 ・必要な数の保安業務監督者等及び消費機器調査員等の資格取得者を充足していること。
	(1) CO中毒事故防止対策 (消費機器等の不具合に起因するCO中毒事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)				
	① 非安全型機器の撲滅に向けた取組促進に係る取組	非安全型機器の取替促進に寄与する取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、非安全型機器の取替促進について、独自に工夫し、需要家にとってわかりやすい一方向的な伝達手段・手法により周知を実施している。「実施している」とは、当該取組を実施することについて、内部規程(社内マニュアル等)、ホームページ、チラシなどいずれかで謳っていること。以下同じ。 取組事例: ① ポイントを簡潔に表現するなど需要家にわかりやすく記載した周知物等を投函することにより、非安全型機器の取替促進周知を実施、など	左記の内容に加え、非安全型機器の取替促進について、需要家に対して対面で説明するなど双方向的な伝達手段・手法により取組を実施している。 取組事例: ① 対面で安全型機器の安全性上の優れた点を説明 ② 不燃防なし小型瞬間湯沸器のCO測定 ③ 不燃防なしCF、FE式給湯器のCO測定 ④ 強制排気システムにおける排気扇の作動確認の実施 ⑤ 不燃防なし浴室内CFふろがま等へのCO警報器の設置のお勧め ⑥ CF式・FE式ガス機器の給排気設備に係る技術基準適合状況の確認、など	【関連法令等】 ・ガス事業法第159条第1項 ・対象機器・小売保安省令第2条第1項第2号口の表中(2)～(6) ・周知内容・小売保安省令第2条第1項第1号 ハ 消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項 ヘ 次号の表の上欄(4)に掲げるふろがまに係る排気筒の点検に関する事項 リ イからチまでに掲げるもののほか、ガス使用に伴う危険の発生防止に関し必要な事項 【対象機器】 ・不完全燃焼防止装置(以下不燃防)なし小型湯沸器 ・浴室内設置不燃防なしCF式ふろがま ・屋内設置不燃防なしCF式及びFE式湯沸器 ・屋内設置不燃防なしCF式ふろがま ・不燃防なし金網ストーブ 【周知内容※】 ・消費機器を設置又は使用する場合の換気の必要性(ハ) ・また、給排気設備は異常のないよう時々点検が必要があること。(ハ) ・浴室内設置不燃防なしCF式ふろがまを所有する需要家に対する周知に関すること。(ヘ) ・ガスの安全使用に係る必要な事項(リ) ・消費先の事故を防止するための安全設備、安全装置付き機器等の事故防止機能にかかること。(リ)

2. 保安業務	②消費機器調査時の換気励行等の安全使用に係る取組	換気等の安全使用に係る取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、換気励行等、消費機器の安全使用に効果的な周知等について、独自に工夫し、需要家にとってわかりやすい方向的な伝達手段・手法により実施している。 取組事例： ①ポイントを簡潔に表現するなど需要家にわかりやすく記載した周知物等を投函することにより、小型湯沸器の使用時の換気の注意等の周知、など	左記の内容に加え、換気励行等、消費機器の安全使用について、需要家に対して対面により説明するなど双方向的な伝達手段・手法により取組を実施している。 取組事例： ①対面で消費機器使用時の換気の必要性を説明 ②安全使用ステッカー等の貼付状況の点検 ③未貼付の需要家への安全使用ステッカー等の貼付、など	【関連法令等】 ・ガス事業法第159条第1項 ・周知内容：小売保安省令第2条第1項第1号 イ 消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項 ロ 消費機器の管理及び点検に関する事項 ハ 消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項  【周知内容※】 ・供給するガスの種類と消費機器に表示されているガスの種類が適応していること。(イ) ・適応していない場合の危険性(イ) ・消費機器の操作や日常の管理については、取扱説明書によること。(ロ) ・誤った操作や日常の管理を怠った場合、事故になる恐れがあること。(ロ) ・消費機器を設置又は使用する場合の換気の必要性について。(ハ) ・また、給排気設備は異常のないよう時々点検する必要があること。(ハ)
	(2)ガス漏えいによる爆発、火災事故防止策 (消費機器等の不具合に起因するガス漏えいによる爆発又は火災事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)				
	①消費機器の正しい操作方法・安全な使用方法の周知に関する取組	消費機器の正しい操作方法や安全な使用方法の取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、消費機器の正しい操作方法・安全な使用方法について、独自に工夫し、需要家にとってわかりやすい方向的な伝達手段・手法により周知・啓発活動を実施している。 取組事例： ①ポイントを簡潔に表現するなど需要家にわかりやすく記載した周知物等を投函することにより、消費機器の正しい操作方法や安全な使用方法を周知、など	左記の内容に加え、消費機器の正しい操作方法・安全な使用方法について、需要家に対して対面により説明するなど双方向的な伝達手段・手法により取組を実施している。 取組事例： ①対面で需要家の消費機器について安全な使用方法を説明 ②消費機器の正しい操作方法を示したステッカーの配布および需要家への貼付依頼、など	【関連法令等】 ・ガス事業法第159条第1項 ・周知内容：小売保安省令第2条第1項第1号 イ 消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項 ロ 消費機器の管理及び点検に関する事項 ハ 消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項  【周知内容※】 ・供給するガスの種類と消費機器に表示されているガスの種類が適応していること。(イ) ・適応していない場合の危険性(イ) ・消費機器の操作や日常の管理については、取扱説明書によること。(ロ) ・誤った操作や日常の管理を怠った場合、事故になる恐れがあること。(ロ) ・消費機器を設置又は使用する場合の換気の必要性について。(ハ) ・また、給排気設備は異常のないよう時々点検する必要があること。(ハ)
②ガス栓や接続具の正しい接続方法の周知・確認に関する取組	ガス栓や接続具の正しい接続方法に関する取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、ガス栓・接続具の正しい接続方法に関し、独自に工夫し、需要家にとってわかりやすい方向的な伝達手段・手法により周知・啓発活動を実施している。 取組事例： ①ポイントを簡潔に表現するなど需要家にわかりやすく記載した周知物等を投函することにより、接続具の正しい接続方法を周知、など	左記の内容に加え、ガス栓・接続具の接続不備等が起因の事故を防止するため需要家に対して対面により説明するなど双方向的な伝達手段・手法により取組を実施している。 取組事例： ①対面でガス栓や接続具の正しい接続方法を説明 ②経年劣化したゴム管の取替のお勧め ③誤接続発見後の改善フォロー活動 ④ガス栓キャップの取り付け ⑤ガス栓カバーの取り付け、など	【関連法令等】 ・周知：ガス事業法第159条第1項 ・周知項目：小売保安省令第2条第1項第1号 ロ 消費機器の管理及び点検に関する事項  【周知内容※】 ・消費機器の操作や日常の管理については、取扱説明書によること。 ・誤った操作や日常の管理を怠った場合、事故になる恐れがあること。	
3. 需要家への安全教育・啓発	(1)需要家への保安啓発活動	需要家に対する保安PR活動を実施していること。	需要家に対して、保安PR活動等を実施している。 ※※ 取組事例： ①テレビ、ラジオによる保安PR活動の実施 ②新聞、一般向け雑誌、ミニコミ誌等による保安PR活動の実施 ③保安PRポスターの掲示、ホームページでの広報、リーフレットの配布 ④展示会等における保安PR活動の実施 ⑤防災フェアにおける保安PR活動の実施 ⑥学校での出前保安教育の実施 ⑦防災・保安施設見学会の開催、など		
4. 他の制度による保安表彰の受賞歴	(1)本制度以外の保安表彰受賞履歴	事業者の保安の取組が他の表彰評価制度により、表彰され、評価されたことを示す。(平成29年4月以降の実績であって、評価する時点の過去5年間に評価されたものに限る。)	事業者の保安の取組が、国、自治体、業界などからの保安表彰など、他の表彰評価制度により、表彰され、評価されたことがある。		

※周知内容については、通達 7資公第71号「消費機器に関する周知及び調査の制度の運用について」を参照して記載。

※当該項目の評価の観点(基準)については、小売事業者の実際の申告内容を踏まえ、EXCELLENTも設けることができるかどうかについて引き続き検討。

【業務用需要家】

評価項目と評価の観点(基準)

分類	評価(公表)項目	評価項目の解説	評価の観点(基準)		法定項目(参考)
			GOOD	EXCELLENT	
1. 保安管理体制	(1) 保安の確保に関するマネジメント	自主保安の確保およびその維持向上に関する取組方針を表明していること。	自主保安の確保およびその維持向上に関する取組方針を表明している。「表明している」とは、需要家に積極的に伝えたいという意志を持って、わかりやすい表現で公表していること。以下同じ。 取組事例: ① 自社ホームページ等において自主保安に積極的に取り組む方針であるとの姿勢を公表、など		
	(2) 保安管理体制の整備	自主保安の取り組みを遂行するための管理体制が整備されていることを表明していること。	自主保安の取り組みを遂行するための管理体制が整備されていることを表明している。 取組事例: ① 自社ホームページ等において自社の保安管理体制をわかりやすい表現で公表、など		【関連法令等】 ・ガス事業法 第160条 第1項 ・小売保安省令 (保安業務規程)第12条 表中 一 保安業務を管理する者の職務及び組織に関すること 二 保安業務を管理する事業所ごとの保安業務監督者の選任に関すること  【具体的な内容】 ・保安業務規程に基づき、保安業務を的確に遂行するために必要な保安管理体制(事業所拠点毎の保安管理組織等)を整備すること。
	(3) 保安教育・訓練の実施等	保安従事者に対する教育、訓練の実施に必要な措置が取られていることを表明していること。	保安従事者に対する教育、訓練の実施に必要な措置が取られていることを表明している。 取組事例: ① 自社ホームページ等において保安業務の従事者のスキルや教育の実施状況等をわかりやすい表現で公表、など		【関連法令等】 ・ガス事業法 第160条 第1項 ・小売保安省令 (保安業務規程)第12条 表中 四 保安業務に従事する者に対する保安にかかる教育及び訓練に関すること。  【具体的な内容】 ・保安業務規程に基づき、保安業務に従事する者に対する教育・訓練等保安業務を的確に遂行するための教育訓練を実施する。 ・必要な数の保安業務監督者等及び消費機器調査員等の資格取得者を充足していること。
(1) CO中毒事故防止対策 (消費機器等の不具合に起因するCO中毒事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)					
	①消費機器および給排気設備のメンテナンスに係る取組	消費機器および給排気設備のメンテナンスに係る取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、消費機器および給排気設備のメンテナンスについて、独自に工夫し、需要家にとってわかりやすい一方的な手段・手法により周知・啓発活動を実施している。「実施している」とは、当該取組を実施することについて、内部規程(社内マニュアル等)、ホームページ、チラシなどいずれかで謳っていること。以下同じ。 取組事例: ①ポイントを簡潔に表現するなど需要家にわかりやすく記載した周知物等を投函することにより、給排気設備のメンテナンスに関する周知を実施、など	左記の内容に加え、消費機器および給排気設備のメンテナンスについて、需要家に対して対面など双方向的な伝達手段・手法により取組を実施している。 取組事例: ①給排気設備不備の場合における具体的な改善提案の実施 ②業務用厨房における換気ステッカーの貼付状況の点検 ③未貼付の需要家への換気ステッカーの貼付、など	【関連法令等】 ・ガス事業法第159条第1項 ・周知項目:小売保安省令第2条第1項第1号 ロ 消費機器の管理及び点検に関する事項 ハ 消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項  【周知内容※】 ・消費機器の操作や日常の管理については、取扱説明書によること(ロ) ・誤った操作や日常の管理を怠った場合、事故になる恐れがあること(ロ) ・消費機器を設置又は使用する場合は換気の必要性について。(ハ) ・また、給排気設備は異常のないよう時々点検が必要があること。(ハ)
	②業務用換気警報器の設置促進の取組	業務用換気警報器の設置促進に寄与する取組を実施していること。	業務用換気警報器の設置促進について、独自に工夫した手段・手法により周知を実施している。 取組事例: ①ポイントを簡潔に表現するなど需要家にわかりやすく記載した周知物等を投函することにより業務用換気警報器の設置促進に関する周知を実施 ②接する機会における対面での業務用換気警報器の設置及び取替えのお勧めを実施、など	左記の内容に加え、業務用換気警報器の設置促進について、需要家の使用環境に応じ、業務用換気警報器の設置及び取替えを行うなど積極的な取組を実施している。 取組事例: ①巡回折衝などにより、需要家の使用環境に応じた業務用換気警報器の設置及び継続的な取替えを実施、など	

(2)ガス漏えいによる爆発、火災事故防止策 (消費機器等の不具合に起因するガス漏えいによる爆発又は火災事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)			
2. 保安業務	①消費機器の正しい操作方法・安全な使用方法の周知に関する取組	保有する業務用機器に即した正しい操作方法や安全な使用方法の取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、保有する業務用機器に即した正しい操作方法・安全な使用方法について、独自に工夫し、需要家にとってわかりやすい一方向的な伝達手段・手法により周知・啓発活動を実施している。 取組事例： ①ポイントを簡潔に表現するなど需要家にわかりやすく記載した周知物等を投函することにより、業務用消費機器の正しい操作方法や安全な使用方法を周知、など
	②ガス栓や接続具の正しい接続方法の周知・確認に関する取組	ガス栓や接続具の正しい接続方法に関する取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、ガス栓・接続具の正しい接続方法に関する一方向的な伝達手段・手法により周知・啓発活動を実施している。 取組事例： ①周知物等を投函することにより接続具の正しい接続方法を周知、など
	③ガス警報器の設置促進の取組	ガス警報器の設置促進に関する取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、ガス警報器の設置促進に関する一方向的な伝達手段・手法により周知・啓発活動を実施している。 取組事例： ①周知物等を投函することによりガス警報器の設置促進を周知、など
3. 需要家への安全教育・啓発	(1)需要家への保安啓発活動	需要家に対する保安PR活動を実施していること。	需要家に対して、保安PR活動等を実施している。 ※※ 取組事例： ①テレビ、ラジオによる保安PR活動の実施 ②新聞、一般向け雑誌、ミニコミ誌等による保安PR活動の実施 ③保安PRポスターの掲示、ホームページでの広報、リーフレットの配布 ④展示会等における保安PR活動の実施 ⑤防災フェアにおける保安PR活動の実施 ⑥学校での出前保安教育の実施 ⑦防災・保安施設見学会の開催、など
	4. 他の制度による保安表彰の受賞歴	事業者の保安の取組が他の表彰評価制度により、表彰され、評価されたことを示す。(平成29年4月以降の実績であって、評価する時点の過去5年間に評価されたものに限る。)	事業者の保安の取組が、国、自治体、業界などからの保安表彰など、他の表彰評価制度により、表彰され、評価されたことがある。

<p>【関連法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス事業法第159条第1項</li> <li>・周知内容：小売保安省令第2条第1項第1号</li> <li>イ 消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項</li> <li>ロ 消費機器の管理及び点検に関する事項</li> </ul> <p>【周知内容※】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供給するガスの種類と消費機器に表示されているガスの種類が適応していること(イ)</li> <li>・適応していない場合の危険性(イ)</li> <li>・消費機器の操作や日常の管理については、取扱説明書によること(ロ)</li> <li>・誤った操作や日常の管理を怠った場合、事故になる恐れがあること(ロ)</li> </ul>
<p>【関連法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス事業法第159条第1項</li> <li>・周知項目：小売保安省令第2条第1項第1号</li> <li>ロ 消費機器の管理及び点検に関する事項</li> </ul> <p>【周知内容※】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費機器の操作や日常の管理については、取扱説明書によること</li> <li>・誤った操作や日常の管理を怠った場合、事故になる恐れがあること</li> </ul>

※周知内容については、通達 7資公第71号「消費機器に関する周知及び調査の制度の運用について」を参照して記載。  
 ※※当該項目の評価の観点(基準)については、小売事業者の実際の申告内容を踏まえ、EXCELLENTも設けることができるかどうかについて引き続き検討。

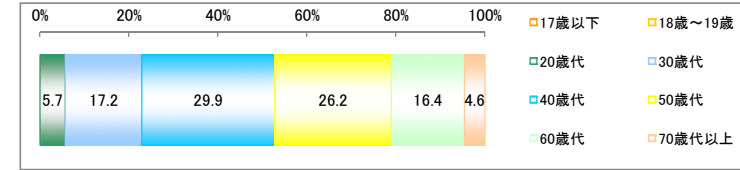


■単純集計表(n%表)

SC1.あなたの年齢をお答えください。

SA

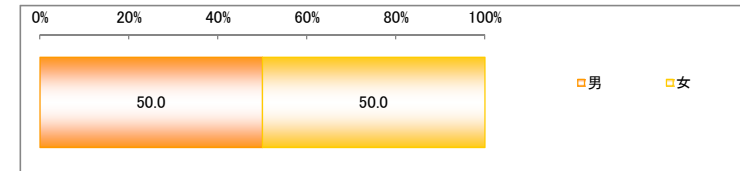
	n	%
全体	1000	100.0
1 17歳以下	0	0.0
2 18歳～19歳	0	0.0
3 20歳代	57	5.7
4 30歳代	172	17.2
5 40歳代	299	29.9
6 50歳代	262	26.2
7 60歳代	164	16.4
8 70歳代以上	46	4.6



SC2.あなたの性別をお答えください。

SA

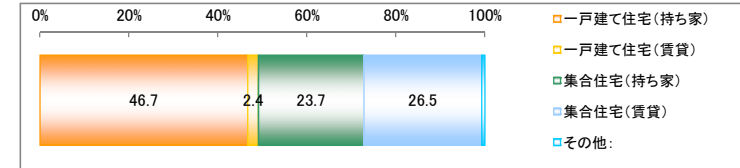
	n	%
全体	1000	100.0
1 男	500	50.0
2 女	500	50.0



SC3.あなたのお住まいの形態をお答えください。

SA

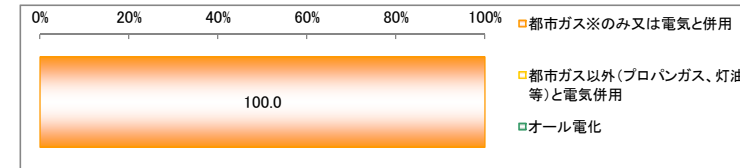
	n	%
全体	1000	100.0
1 一戸建て住宅(持ち家)	467	46.7
2 一戸建て住宅(賃貸)	24	2.4
3 集合住宅(持ち家)	237	23.7
4 集合住宅(賃貸)	265	26.5
5 その他:	7	0.7



SC4.あなたがお使いのエネルギーについてお伺いします。

SA

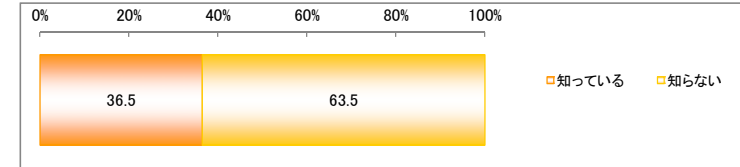
	n	%
全体	1000	100.0
1 都市ガス※のみ又は電気と併用	1000	100.0
2 都市ガス以外(プロパンガス、灯油等)と電気併用	0	0.0
3 オール電化	0	0.0



Q1.あなたはガス会社の緊急時連絡先を知っていますか。

SA

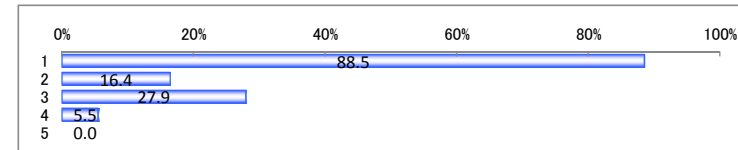
	n	%
全体	1000	100.0
1 知っている	365	36.5
2 知らない	635	63.5



■単純集計表(n%表)

Q2. ■前問で、「知っている」とお答えの方にお伺いします ■あなたは、ガス会社の緊急時連絡先を何で知りましたか。（いくつでも）  
MA

	n	%
全体	365	100.0
1 緊急連絡先ステッカー※	323	88.5
2 安全周知パンフレット、チラシ等	60	16.4
3 検針票、請求書等	102	27.9
4 ガス事業者のホームページ等のWeb	20	5.5
5 その他:	0	0.0



■以下の動画をご覧になってから、質問にお答えください。

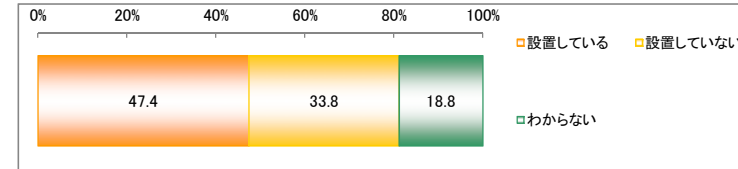
Q3. あなたは、自宅に都市ガス警報器※1、※2を設置していますか。

※1: [http://www.gkk.gr.jp/user\\_gas\\_alarm.html](http://www.gkk.gr.jp/user_gas_alarm.html) ※2: ※上記のURLを必ずクリックしてからお答えください。

※通信環境によっては再生できない、または再生に時間がかかる場合があります。※動画が再生されない場合、再度再生ボタンを押した上でしばらくお待ちください。※必ずクリックし、動画をご覧になってからお進みください。

SA

	n	%
全体	1000	100.0
1 設置している	474	47.4
2 設置していない	338	33.8
3 わからない	188	18.8



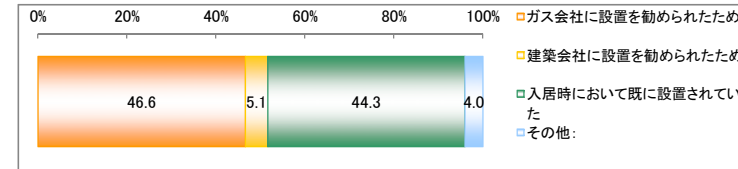
Q4. ■前問で、「設置している」とお答えの方にお伺いします ■都市ガス警報器※1、※2を設置したきっかけを教えてください。

※1: [http://www.gkk.gr.jp/user\\_gas\\_alarm.html](http://www.gkk.gr.jp/user_gas_alarm.html) ※2: ※通信環境によっては再生できない、または再生に時間がかかる場合があります。

※動画が再生されない場合、再度再生ボタンを押した上でしばらくお待ちください。

SA

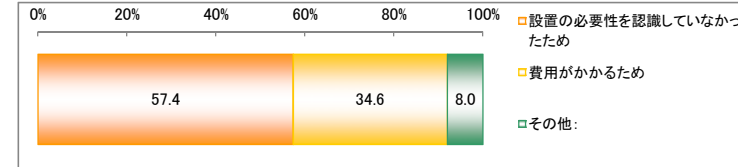
	n	%
全体	474	100.0
1 ガス会社に設置を勧められたため	221	46.6
2 建築会社に設置を勧められたため	24	5.1
3 入居時において既に設置されていた	210	44.3
4 その他:	19	4.0



Q5. ■前問で、「設置していない」とお答えの方にお伺いします ■なぜ、都市ガス警報器を設置しないのですか。

SA

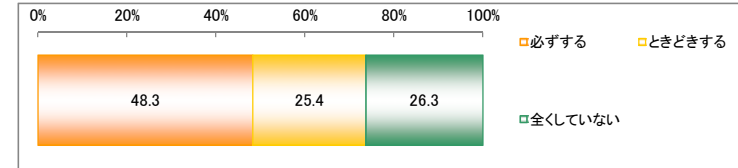
	n	%
全体	338	100.0
1 設置の必要性を認識していなかったため	194	57.4
2 費用がかかるため	117	34.6
3 その他:	27	8.0



Q6. あなたは、キッチン等の屋内で小型ガス瞬間湯沸器※やガスコンロ等のガス機器を使用する際に、換気扇を回すか窓を開けるなど換気をしていますか。

SA

	n	%
全体	1000	100.0
1 必ずする	483	48.3
2 ときどきする	254	25.4
3 全くしていない	263	26.3



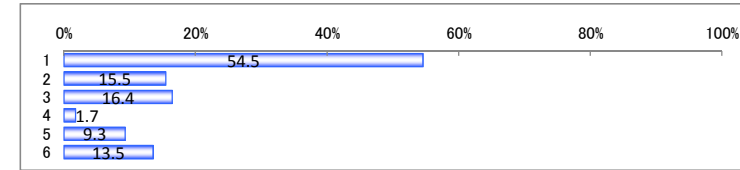
■単純集計表(n%表)

Q7.■前問で、換気を「ときどきする」、「全くしていない」とお答えの方にお伺いします

■あなたがキッチン等の屋内で小型ガス瞬間湯沸器やガスコンロ等のガス機器を使用する際に換気しない理由としてあてはまるものを、次の中からお選びください。(いくつでも)

MA

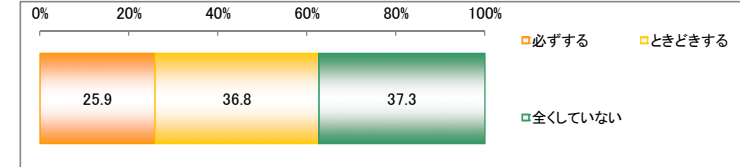
	n	%
全体	517	100.0
1 ガス機器を使うのが短時間だから	282	54.5
2 換気をすると空調(冷暖房)が効かないから	80	15.5
3 換気扇は煙や臭いを排出するものだから	85	16.4
4 換気扇が壊れているから	9	1.7
5 空気清浄機を使っているから	48	9.3
6 その他:	70	13.5



Q8.あなたは、居室等の屋内でガスストーブ※やガスファンヒーター※等のガス機器を使用する際に、1時間に1~2回程度窓を開けるなど換気をしていますか。

SA

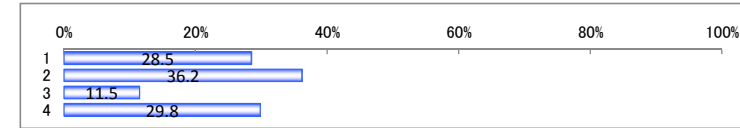
	n	%
全体	1000	100.0
1 必ずする	259	25.9
2 ときどきする	368	36.8
3 全くしていない	373	37.3



Q9.■前問で、換気を「ときどきする」、「全くしていない」とお答えの方にお伺いします ■あなたが居室等の屋内でガスストーブやガスファンヒーター等のガス機器を使用する際に、換気しない理由としてあてはまるものを、次の中からお選びください。(いくつでも)

MA

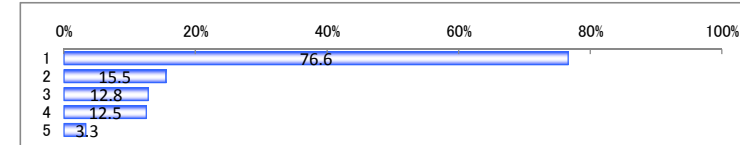
	n	%
全体	741	100.0
1 ガス機器を使うのが短時間だから	211	28.5
2 換気をするとき空調(暖房)が効かないから	268	36.2
3 空気清浄機を使っているから	85	11.5
4 その他:	221	29.8



Q10.ガス会社は、古くなったガス機器の交換・取り替えを推奨していますが、あなたは、どのようなときにガス機器の取替えを検討しますか。(いくつでも)

MA

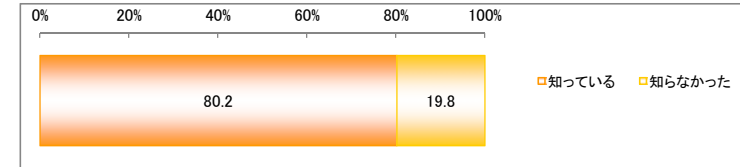
	n	%
全体	1000	100.0
1 壊れたとき	766	76.6
2 ガス機器が汚れてきたとき	155	15.5
3 リフォームに合わせて	128	12.8
4 転居したとき	125	12.5
5 その他:	33	3.3



Q11.あなたは、屋内でガス機器を使用する際には、換気が必要であることをご存知ですか。

SA

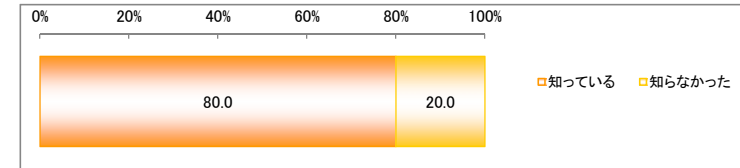
	n	%
全体	1000	100.0
1 知っている	802	80.2
2 知らなかった	198	19.8



Q12.あなたは、換気を行なわなかった場合、不完全燃焼により、ガス機器より一酸化炭素(CO)を排出する恐れがあることをご存知ですか。

SA

	n	%
全体	1000	100.0
1 知っている	800	80.0
2 知らなかった	200	20.0

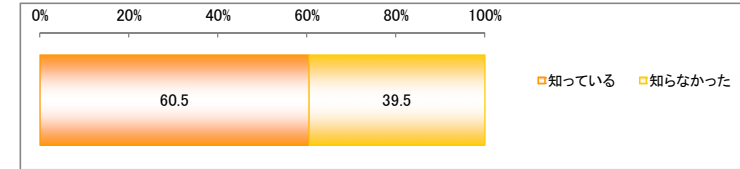


■単純集計表(n%表)

Q13.あなたは、小型ガス瞬間湯沸器等※は、古くなると、正しく換気をしていても、不完全燃焼により一酸化炭素(CO)を排出する恐れがあることをご存知ですか。

SA

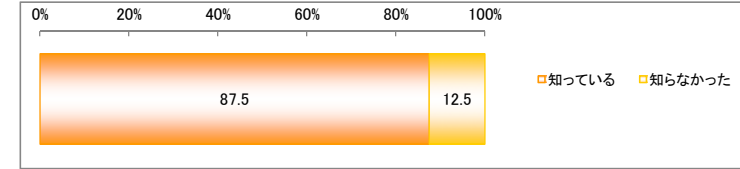
	n	%
全体	1000	100.0
1 知っている	605	60.5
2 知らなかった	395	39.5



Q14.あなたは、一酸化炭素(CO)を吸い込むと、中毒になったり、それによって死に至ることがあるのをご存知ですか。

SA

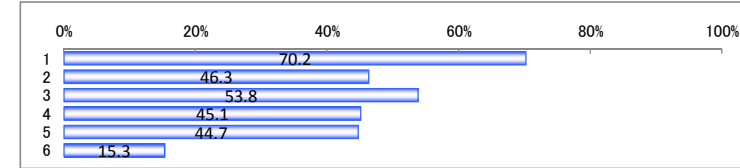
	n	%
全体	1000	100.0
1 知っている	875	87.5
2 知らなかった	125	12.5



Q15.ガス機器に搭載されている安全装置について、あなたがご存知のものを全てお答えください。(いくつでも)

MA

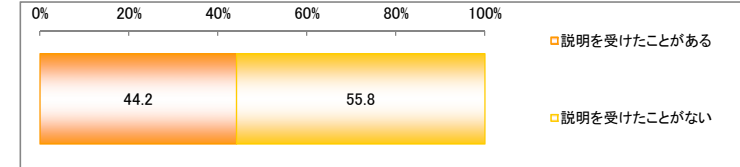
	n	%
全体	1000	100.0
1 立ち消え安全装置(火が消えたとき、自動的にガスを止める。)	702	70.2
2 不完全燃焼防止装置(不完全燃焼したとき、自動的にガスを止める。)	463	46.3
3 転倒時安全装置(機器が転倒したとき、自動的にガスを止める。)	538	53.8
4 消し忘れ防止装置(ガス機器を消し忘れたとき、自動的にガスを止める。)	451	45.1
5 調理油過熱(てんぷら火災)防止装置(てんぷら油などが異常な温度になったとき、自動的にガスを止める。)	447	44.7
6 知っているものはない	153	15.3



Q16.あなたは、ガス会社から、ガス使用開始時(開栓時)や3年に1度の定期保安点検時などにガスの安全な使用に関する情報(換気の必要性やガス栓と接続具※の状況等)について、説明を受けたことがありますか。※[画像を拡大]をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

SA

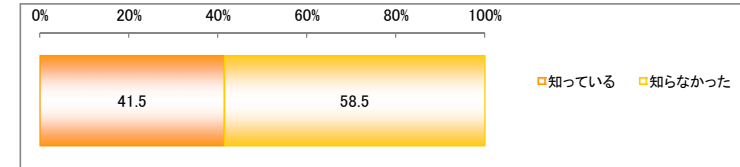
	n	%
全体	1000	100.0
1 説明を受けたことがある	442	44.2
2 説明を受けたことがない	558	55.8



Q17.敷地内や建物内にあるガス管は、お客さまの所有物であることをご存知ですか。

SA

	n	%
全体	1000	100.0
1 知っている	415	41.5
2 知らなかった	585	58.5

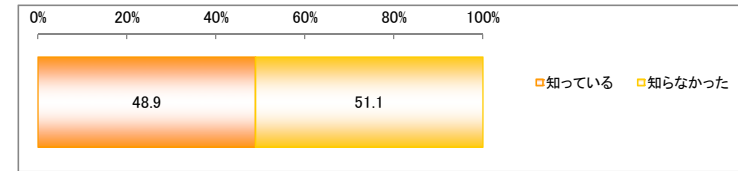


■単純集計表(n%表)

Q18.敷地内に埋設された鉄製のガス管は、古くなると腐食によりガス漏洩を起こす場合があります。あなたはこのことをご存知ですか。

SA

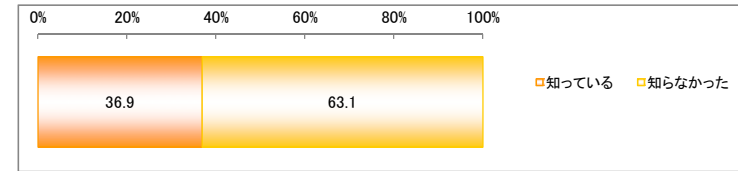
	n	%
全体	1000	100.0
1 知っている	489	48.9
2 知らなかった	511	51.1



Q19.敷地内のガス管の修理・取替え等の費用はお客さま負担となります。あなたはこのことをご存知ですか。

SA

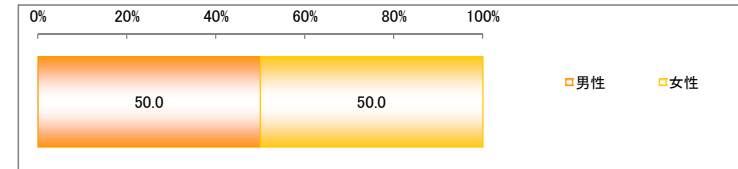
	n	%
全体	1000	100.0
1 知っている	369	36.9
2 知らなかった	631	63.1



性別

SA

	n	%
全体	1000	100.0
1 男性	500	50.0
2 女性	500	50.0



年齢

歳

	値
全体	1000
平均値	49.04
最小値	20.00
最大値	82.00

■単純集計表(n%表)

SC1.あなたのお勤め先(派遣先)について、業種大区分を教えてください。

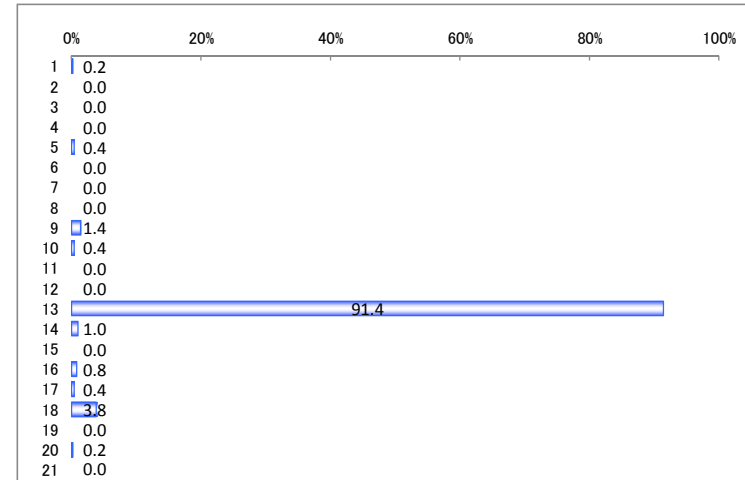
※あなたの企業の業種がどの区分かわからない場合は、以下のリンクより該当する職業をご参照ください。

※あなたの企業が複数の業種にまたがる場合は、現在あなたご自身が最も従事している業種をお選びください。

【参考】総務省日本標準産業分類(平成26年4月1日施行) [http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)

SA

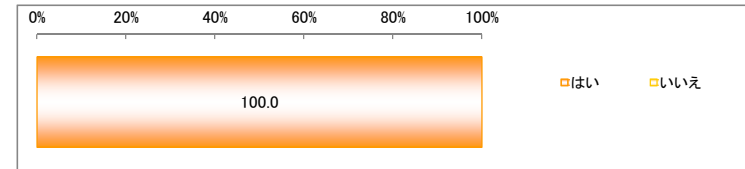
	n	%
全体	500	100.0
1 農業、林業	1	0.2
2 漁業	0	0.0
3 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0
4 建設業	0	0.0
5 製造業	2	0.4
6 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0
7 情報通信業	0	0.0
8 運輸業、郵便業	0	0.0
9 卸売業、小売業	7	1.4
10 金融業、保険業	2	0.4
11 不動産業、物品賃貸業	0	0.0
12 学術研究、専門・技術サービス業	0	0.0
13 宿泊業、飲食サービス業	457	91.4
14 生活関連サービス業、娯楽業	5	1.0
15 教育、学習支援業	0	0.0
16 医療、福祉	4	0.8
17 複合サービス事業	2	0.4
18 サービス業(他に分類されないもの)	19	3.8
19 公務(他に分類されるものを除く)	0	0.0
20 上記で分類不能の産業	1	0.2
21 現在、働いていない	0	0.0



SC2.あなたは、厨房や食堂等の施設で従事されるお仕事(業務)ですか。又は、これら施設のオーナーですか。

SA

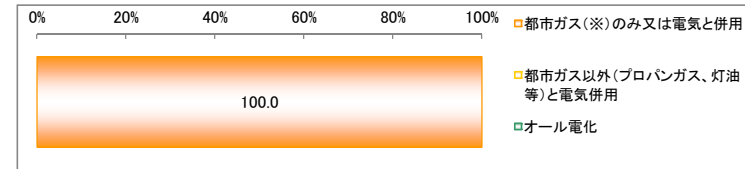
	n	%
全体	500	100.0
1 はい	500	100.0
2 いいえ	0	0.0



SC3.あなたがお勤め(又は所有)先の店舗等の施設にある業務用厨房は、都市ガス(※)を利用していますか。※下記のURLを必ずクリックしてからお答えください。

SA

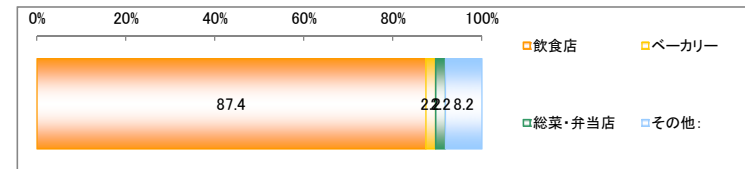
	n	%
全体	500	100.0
1 都市ガス(※)のみ又は電気と併用	500	100.0
2 都市ガス以外(プロパンガス、灯油等)と電気併用	0	0.0
3 オール電化	0	0.0



Q1.お店の業種をお答えください。

SA

	n	%
全体	500	100.0
1 飲食店	437	87.4
2 ベーカリー	11	2.2
3 総菜・弁当店	11	2.2
4 その他	41	8.2

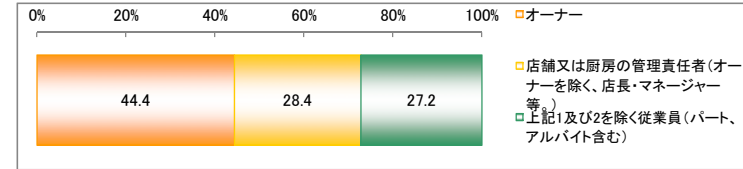


■単純集計表(n%表)

Q2.あなたの立場をお答えください。

SA

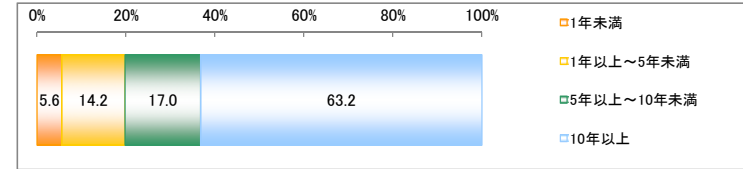
	n	%
全体	500	100.0
1 オーナー	222	44.4
2 店舗又は厨房の管理責任者(オーナーを除く、店長・マネージャー等。)	142	28.4
3 上記1及び2を除く従業員(パート、アルバイト含む)	136	27.2



Q3.あなたはどのくらいの期間、仕事でガスをお使いですか。

SA

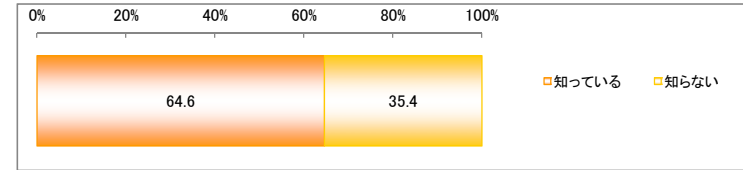
	n	%
全体	500	100.0
1 1年未満	28	5.6
2 1年以上～5年未満	71	14.2
3 5年以上～10年未満	85	17.0
4 10年以上	316	63.2



Q4.あなたは、ガス会社の緊急時連絡先を知っていますか。

SA

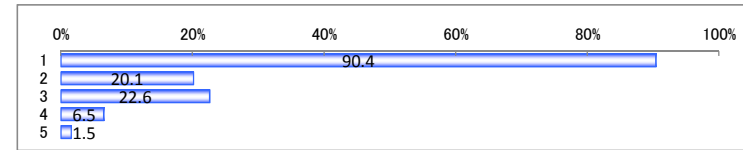
	n	%
全体	500	100.0
1 知っている	323	64.6
2 知らない	177	35.4



Q5.あなたは、ガス会社の緊急時連絡先を何で知りましたか。(いくつでも)

MA

	n	%
全体	323	100.0
1 緊急連絡先ステッカー※	292	90.4
2 安全周知パンフレット、チラシ等	65	20.1
3 検針票、請求書等	73	22.6
4 ガス事業者のホームページ等のWeb	21	6.5
5 その他	5	1.5

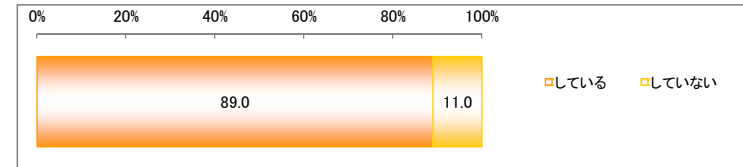


Q6. ■先ほどの設問で、「オーナー」又は「店舗又は厨房の管理責任者」とお答えの方にお伺いします

■業務用のガス燃焼機器を使用するときは換気をするよう従業員に指導していますか。あてはまるものを1つだけお答えください。

SA

	n	%
全体	364	100.0
1 している	324	89.0
2 していない	40	11.0

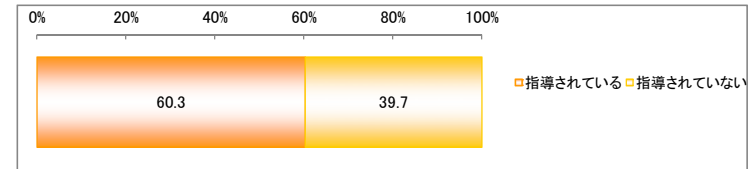


■単純集計表(n%表)

Q7. ■先ほどの設問で、「従業者」とお答えの方にお伺いします ■業務用のガス燃焼機器を使用するときは換気するようオーナーや管理責任者から指導されていますか。あてはまるものを1つだけお答えください。

SA

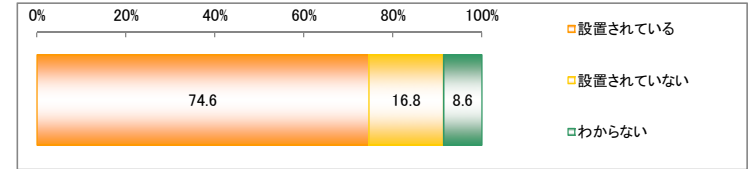
	n	%
全体	136	100.0
1 指導されている	82	60.3
2 指導されていない	54	39.7



Q8. あなたのお店には業務用換気警報器※が設置されていますか。※下記のURLを必ずクリックしてからお答えください。

SA

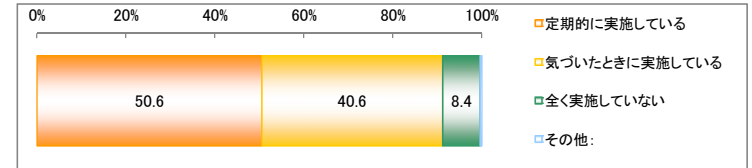
	n	%
全体	500	100.0
1 設置されている	373	74.6
2 設置されていない	84	16.8
3 わからない	43	8.6



Q9. あなたのお店では、業務用厨房などで使用しているガス機器や換気設備などについてお手入れ(清掃やメンテナンス)又は点検をしていますか。

SA

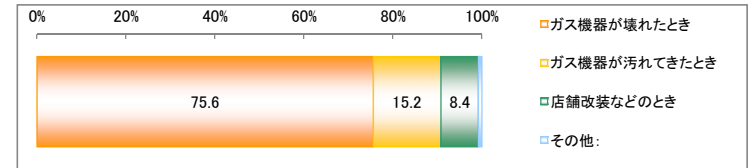
	n	%
全体	500	100.0
1 定期的の実施している	253	50.6
2 気づいたときに実施している	203	40.6
3 全く実施していない	42	8.4
4 その他:	2	0.4



Q10. ガス会社は、古くなったガス機器の交換・取り替えを推奨していますが、あなたは、どのようなときにガス機器の取替えを検討しますか。

SA

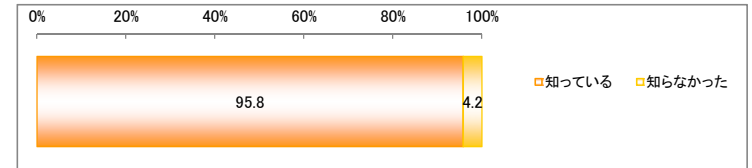
	n	%
全体	500	100.0
1 ガス機器が壊れたとき	378	75.6
2 ガス機器が汚れてきたとき	76	15.2
3 店舗改装などのとき	42	8.4
4 その他:	4	0.8



Q11. あなたは、厨房等でガス機器を使用する際には、換気が必要であることをご存知ですか。

SA

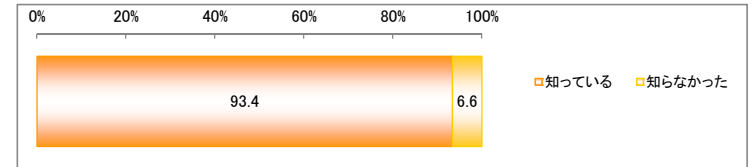
	n	%
全体	500	100.0
1 知っている	479	95.8
2 知らなかった	21	4.2



Q12. あなたは、換気を行なわなかった場合、不完全燃焼により、ガス機器より一酸化炭素(CO)を排出する恐れがあることをご存知ですか。

SA

	n	%
全体	500	100.0
1 知っている	467	93.4
2 知らなかった	33	6.6



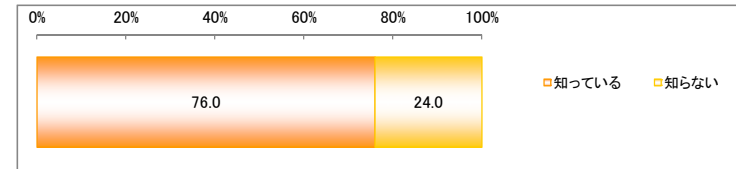


■単純集計表(n%表)

Q13.あなたは、ガス機器は古くなると、正しく換気をしていても、不完全燃焼により一酸化炭素(CO)を排出する恐れがあることをご存知ですか。

SA

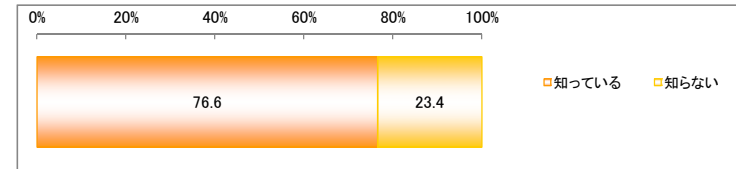
	n	%
全体	500	100.0
1 知っている	380	76.0
2 知らない	120	24.0



Q14.あなたは、換気設備の点検・清掃などのメンテナンスを怠ると、換気をして、換気風量不足などにより不完全燃焼となり、一酸化炭素(CO)を排出する恐れがあることをご存知ですか。

SA

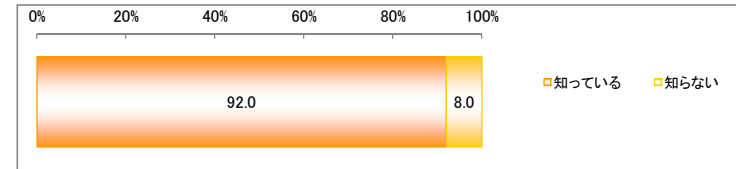
	n	%
全体	500	100.0
1 知っている	383	76.6
2 知らない	117	23.4



Q15.あなたは、CO(一酸化炭素)を吸い込むと、従事者やご来店のお客様が中毒になったり、それによって死に至ることがあることをご存知ですか。

SA

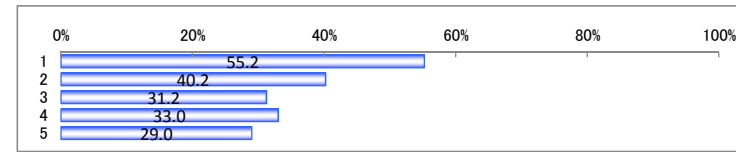
	n	%
全体	500	100.0
1 知っている	460	92.0
2 知らない	40	8.0



Q16.あなたのお店で使用しているガス機器に搭載されている安全装置について、あなたをご存知のものを全てお答えください。(いくつでも)

MA

	n	%
全体	500	100.0
1 立ち消え安全装置(火が消えたとき、自動的にガスを止める。)	276	55.2
2 不完全燃焼防止装置(不完全燃焼する状態に至ったとき、自動的にガスを止める。)	201	40.2
3 消し忘れ防止装置(ガス機器を消し忘れたとき、自動的にガスを止める。)	156	31.2
4 調理油過熱(天ぷら火災)防止装置(てんぷら油などが異常な温度になったとき、自動的にガスを止める。)	165	33.0
5 知っているものはない	145	29.0

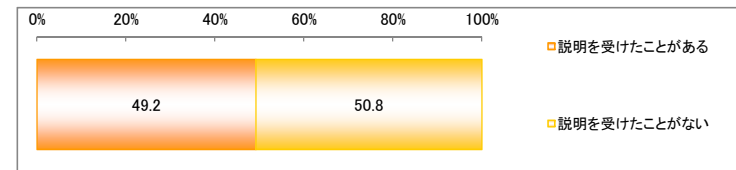


Q17.あなたは、ガス会社から、ガス使用開始時(開栓時)や3年に1度の定期保安点検時などにガスの安全な使用に関する情報(換気の必要性やガス栓と接続具※の状況等)について、説明を受けたことがありますか。

※[画像を拡大]をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

SA

	n	%
全体	500	100.0
1 説明を受けたことがある	246	49.2
2 説明を受けたことがない	254	50.8

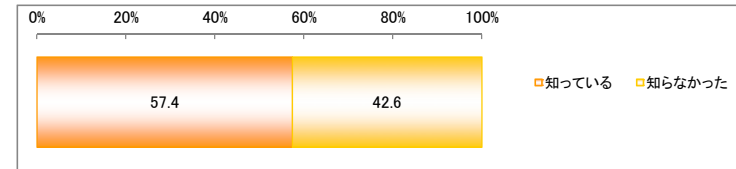


■単純集計表(n%表)

Q18.敷地内や建物内にあるガス管は、お客さまの所有物であることをご存知ですか。

SA

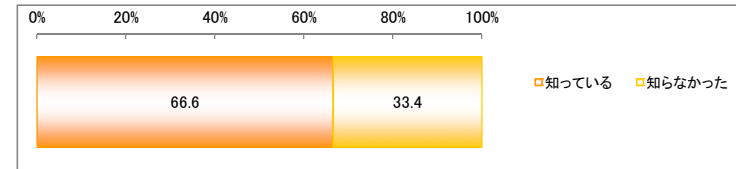
	n	%
全体	500	100.0
1 知っている	287	57.4
2 知らなかった	213	42.6



Q19.敷地内に埋設された鉄製のガス管は、古くなると腐食によりガス漏洩を起こす場合があります、交換等が必要になります。あなたはこのことをご存知ですか。

SA

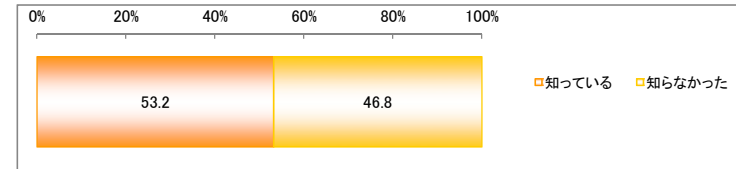
	n	%
全体	500	100.0
1 知っている	333	66.6
2 知らなかった	167	33.4



Q20.敷地内のガス管の修理・取替え等の費用はお客さま負担となります。あなたはこのことをご存知ですか。

SA

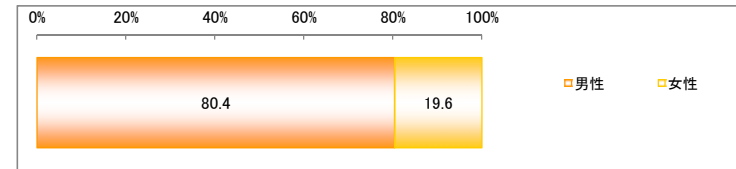
	n	%
全体	500	100.0
1 知っている	266	53.2
2 知らなかった	234	46.8



性別

SA

	n	%
全体	500	100.0
1 男性	402	80.4
2 女性	98	19.6



年齢

歳

	値
全体	500
平均値	48.03
最小値	22.00
最大値	77.00